

事務連絡
令和2年3月24日

各小中学校長殿

春期休業中の過ごし方について

伊仙町教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に関し、3月24日に文部科学省から「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（元文科初第1780号）が出されました。

これを受けて、本町においても春期休業中の過ごし方について下記の通りまとめました。については、各学校において子どもたちへの指導を徹底していただくと共に、保護者へも感染症予防への協力を要請してください。

記

春期休業中においても引き続き十分な警戒を行い、家庭においてその過ごし方をしっかりと話し合っ、次のような点を踏まえて感染症対策に万全を期すようにしてください。

- 家庭において毎朝の検温及び風邪症状の確認を行ってください。
- 帰宅時だけでなく定期的な手洗い、咳エチケットを徹底してください。
- 3つの条件が同時に重なる場を避けるため
 - 1 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
 - 2 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
 - 3 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めてください。
- 部活動においては、3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫してください。また、生徒だけの活動は避け教師等が部活動の実施状況を把握できるようにしてください。